

## 流山市地域防災計画事前協議（確認事項）意見【第1回】

## 大規模事故編

章	節	頁	修正事項	
2	1	3	<p>2 予防計画（1）建築物不燃化の促進 ア 建築物の防火規制（ア）</p> <p>「建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。」を「建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。」に修正。</p> <p>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	237
2	1	4	<p>（4）火災予防査察</p> <p>「火災予防査察」を「火災に係る立入検査」に修正。</p> <p>「 防査察の主眼点 」を「 立入検査の主眼点 」に修正。</p> <p>「防火用水」を「消防用水」に修正</p> <p>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	238
2	1	5	<p>（5）の前に次のとおり「住宅防火対策」についての記載を追記。</p> <p>参考（県地域防災計画）</p> <p><u>住宅防火対策</u></p> <p><u>県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。</u></p> <p><u>特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。</u></p> <p><u>さらに、停電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。</u></p>	239

			<p><a href="#">ア 住宅用防災機器等の展示</a></p> <p><a href="#">イ 啓発用パンフレットの作成</a></p> <p><a href="#">ウ 講演会の開催</a></p>	
2	1	5	<p>(6) 大規模・高層建築物の防火対策</p> <p>「大規模・高層建築物での火災は、その消火及び非難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となる<u>とともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。よって、消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し</u>」に修正。</p> <p>「イ 防災センター要員に対する高度な教育の計画的な実施」を「イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導」に修正。</p>	240
2	1	6	<p>(7) 文化財の防火対策 ア 消防設備の設置・整備</p> <p>「消火栓設備」を「<u>屋内・外消火栓設備</u>」に修正。</p>	241
2	1	7	<p>(7) 避難計画 ア</p> <p>「発災時には、市及び流山警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。」を「発災時には、市及び流山警察署等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。」に修正。</p>	242
2	2	10	<p>(4) 林野等の整備</p> <p>「森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、<u>消火活動に資する。</u>」を「森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、<u>火災の起こりにくい森林の育成に資する。</u>」に修正。</p>	243
2	3	13	<p>イ 市 (イ)c.消防体制の強化</p> <p>「消防本部は、<u>各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。</u>」の「<u>各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、</u>」を追記。</p> <p><u>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</u></p>	244

2	3	1 4	<p>(3) 応急対策計画 (カ) 交通対策</p> <p>「道路管理者、流山警察署、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため」の「<u>海上保安庁</u>」を追記。</p>	245
2	4	2 1	<p>情報伝達ルート（発生地点が流山市の場合）</p> <p>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	246
2	4	2 1	<p>(2) 応急対策 ウ 救出救護活動 (ア) 実施機関</p> <p>「当該航空運送事業者、市、県警察、千葉県、消防本部」の「<u>消防本部</u>」を追記。</p>	247
2	4	2 2	<p>キ 広報 (ア) 実施機関</p> <p>「<u>空港事務所</u>、当該航空運送事業者、市及び流山警察署等が実施する。」を「<u>国土交通省航空局（成田空港事務所含む。）</u>、当該航空運送事業者、市及び流山警察署等が実施する。」に修正。</p>	248
2	4	2 3	<p>ク 防疫及び清掃</p> <p>「防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ」を「防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ」に修正。</p>	249

2	5	24	<p>(1) 各事業者による予防対策</p> <p>「鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき<b>構造</b>基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、<b>築造</b>及び保全を行うものである。」を「鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき<b>技術</b>基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、<b>改良</b>及び保全を行うものである。」に修正。</p>	250																																								
2	5	25	<p>下記のとおり修正</p> <p>(2) 情報収集・伝達体制 関係連絡先</p> <table border="1" data-bbox="416 745 1305 855"> <tr> <td>関東運輸局担当課</td> <td>防災無線電話</td> <td>防災無線 FAX</td> <td>NTT 電話</td> <td>NTT FAX</td> </tr> <tr> <td>交通環境部 総務課</td> <td></td> <td></td> <td>045 - 211 - 7269</td> <td>045 - <b>212 - 2017</b></td> </tr> </table> <p>注)鉄道軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は<b>関東運輸局鉄道部安全指導課</b> (NTT 電話 045 - 211 - 7240)</p> <table border="1" data-bbox="416 981 1305 1211"> <thead> <tr> <th>鉄軌道事業者</th> <th>防災担当課</th> <th>防災無線電話</th> <th>防災無線 FAX</th> <th>NIT 電話</th> <th>NIT FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 千葉支社</td> <td>運輸部指令</td> <td>640</td> <td>640</td> <td>043 - 225 - 9857</td> <td>043 - 255 - 4886</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道(株)</td> <td><b>運行管理所</b></td> <td>642 - 721</td> <td>642 - 722</td> <td><b>048 - 760 - 0313</b></td> <td><b>048 - 760 - 0318</b></td> </tr> <tr> <td>流鉄(株)</td> <td><b>技術部</b></td> <td></td> <td></td> <td>04 - 7158 - 0117</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首都圏新都市鉄道 株式会社</td> <td>鉄道事業本部 ・管理課</td> <td></td> <td></td> <td>03 - 3839 - 7352</td> <td>03 - 3839 - 7368</td> </tr> </tbody> </table> <p>県地域防災計画の記載にあわせたもの。</p>	関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX	交通環境部 総務課			045 - 211 - 7269	045 - <b>212 - 2017</b>	鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NIT 電話	NIT FAX	東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043 - 225 - 9857	043 - 255 - 4886	東武鉄道(株)	<b>運行管理所</b>	642 - 721	642 - 722	<b>048 - 760 - 0313</b>	<b>048 - 760 - 0318</b>	流鉄(株)	<b>技術部</b>			04 - 7158 - 0117		首都圏新都市鉄道 株式会社	鉄道事業本部 ・管理課			03 - 3839 - 7352	03 - 3839 - 7368	251
関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX																																								
交通環境部 総務課			045 - 211 - 7269	045 - <b>212 - 2017</b>																																								
鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NIT 電話	NIT FAX																																							
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043 - 225 - 9857	043 - 255 - 4886																																							
東武鉄道(株)	<b>運行管理所</b>	642 - 721	642 - 722	<b>048 - 760 - 0313</b>	<b>048 - 760 - 0318</b>																																							
流鉄(株)	<b>技術部</b>			04 - 7158 - 0117																																								
首都圏新都市鉄道 株式会社	鉄道事業本部 ・管理課			03 - 3839 - 7352	03 - 3839 - 7368																																							
2	5	26	<p>(7) 避難計画 ア</p> <p>「発災時には、市及び流山警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。」を「発災時には、市及び流山警察署等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。」に修正。</p>	252																																								
2	5	27~ 29	<p>下記について、県地域防災計画のとおり修正</p> <p>(8) 各事業者による応急・復旧対策</p>	253																																								
2	6	33	<p>(2) 応急対策計画 ア</p> <p>「輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防<b>活動</b>機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。」の「<b>活動</b>」を追記。</p>	254																																								